

令和 3 年 10 月 5 日

実務指針及び業務指針の一部改正について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
鑑定評価基準委員会
業務委員会

1. 改正の経緯

鑑定評価基準委員会及び業務委員会では、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、不動産の鑑定評価に関する法律等が改正され、令和 3 年 9 月 1 日より、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価書への署名押印義務のうち、押印が廃止されたことを受けて、実務指針及び業務指針について一部改正を行う。

なお、署名押印は不動産鑑定士の責任を自ら社会に明らかにする行為であって、長く押印してきた歴史とデジタル化へ進む将来を踏まえると、軽微な改正ではあるが、責任の表明のあり方について広くご意見を募るべきと判断し、パブリックコメントの手続きを行うこととした。

2. 改正の対象となる実務指針及び業務指針

(1) 実務指針

- ・証券化対象不動産の鑑定評価に関する実務指針
- ・財務諸表のための価格調査に関する実務指針
- ・不動産鑑定評価基準に関する実務指針－平成 26 年不動産鑑定評価基準改正部分について－
- ・「価格等調査ガイドライン」の取扱いに関する実務指針

(2) 業務指針

- ・不動産鑑定業者の業務実施態勢に関する業務指針
- ・不動産鑑定士の役割分担等及び不動産鑑定業者の業務提携に関する業務指針

3. 主な改正のポイント

「押印」等の記載がある箇所について、該当箇所を削除する。